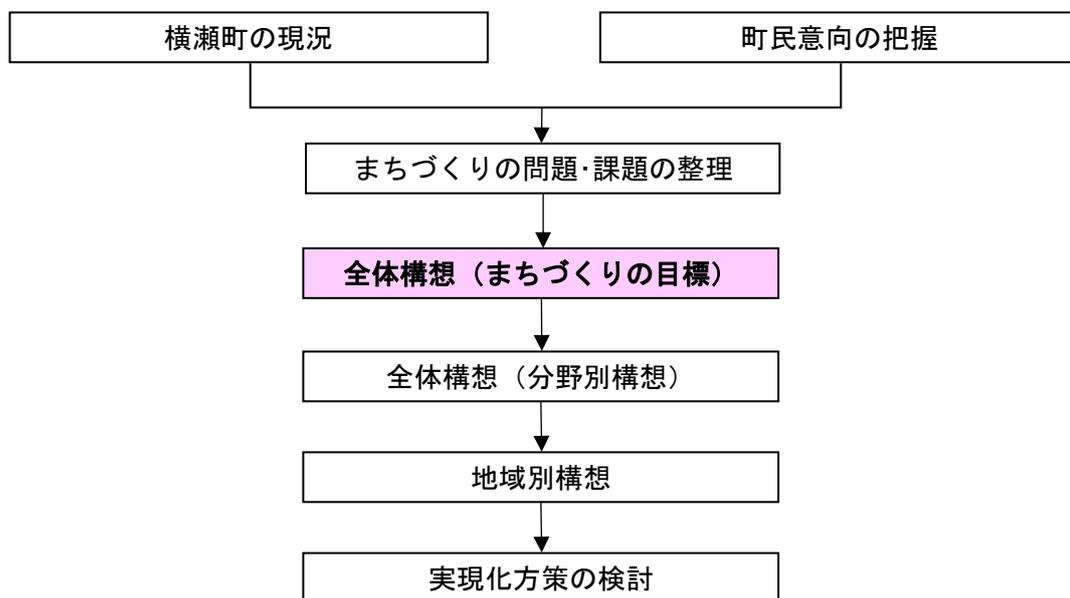


5 全体構想（まちづくりの目標）



1. 将来都市像

（1）将来都市像と基本目標

国や県の広域計画における本町の位置づけや「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「第6次横瀬町総合振興計画」など、これらの上位計画、関連計画、町民意向等を踏まえて、本計画のまちづくりの将来都市像、基本目標を定めます。

第6次横瀬町総合振興計画では、目指すべき将来ビジョンを「日本一住みよい町、日本一誇れる町」とし、計画の目標を「カラフルタウン」に定め、この目標の実現のため7つの柱(施策)を推進し、多様性の溢れるまちづくりを進めるとしています。

また、「秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市づくりの基本理念として「コンパクトなまちの実現」「地域の個性ある発展」「都市と自然・田園との共生」を掲げています。

図 第6次横瀬町総合振興計画の目標

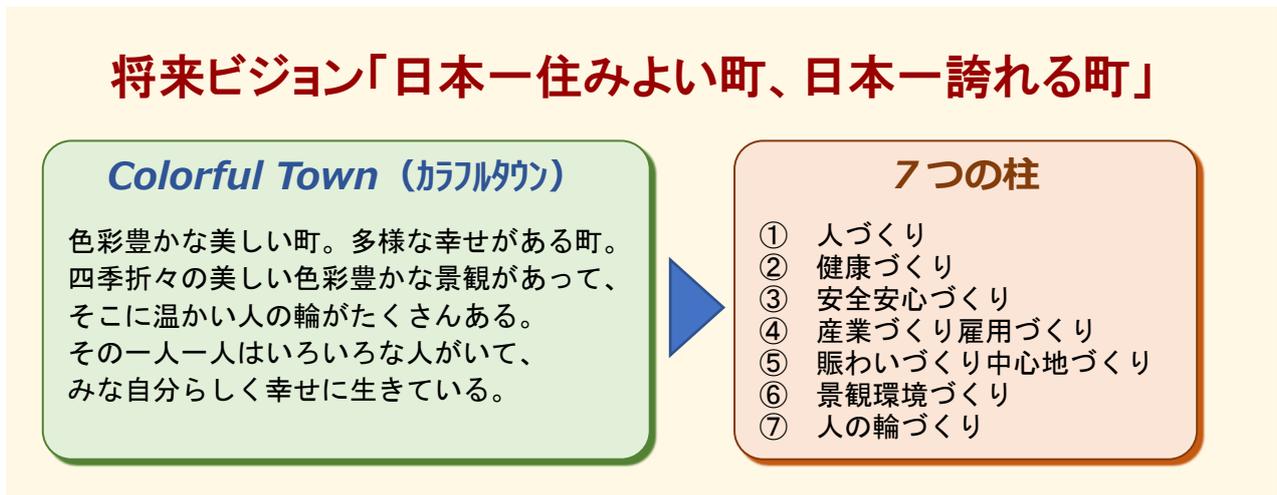
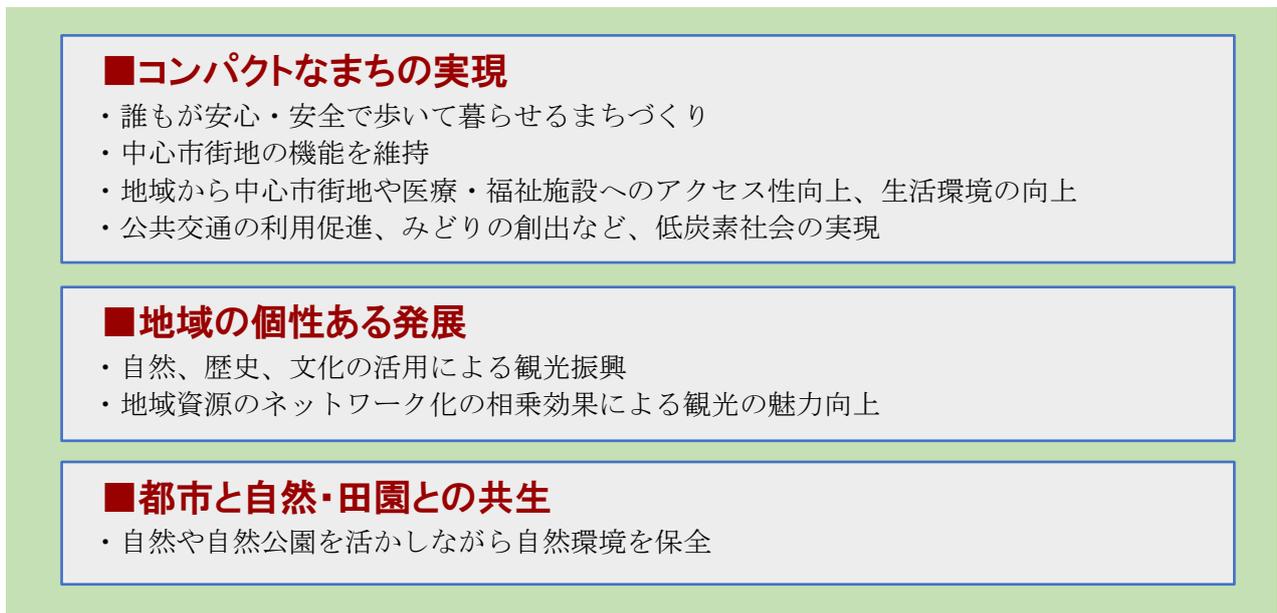


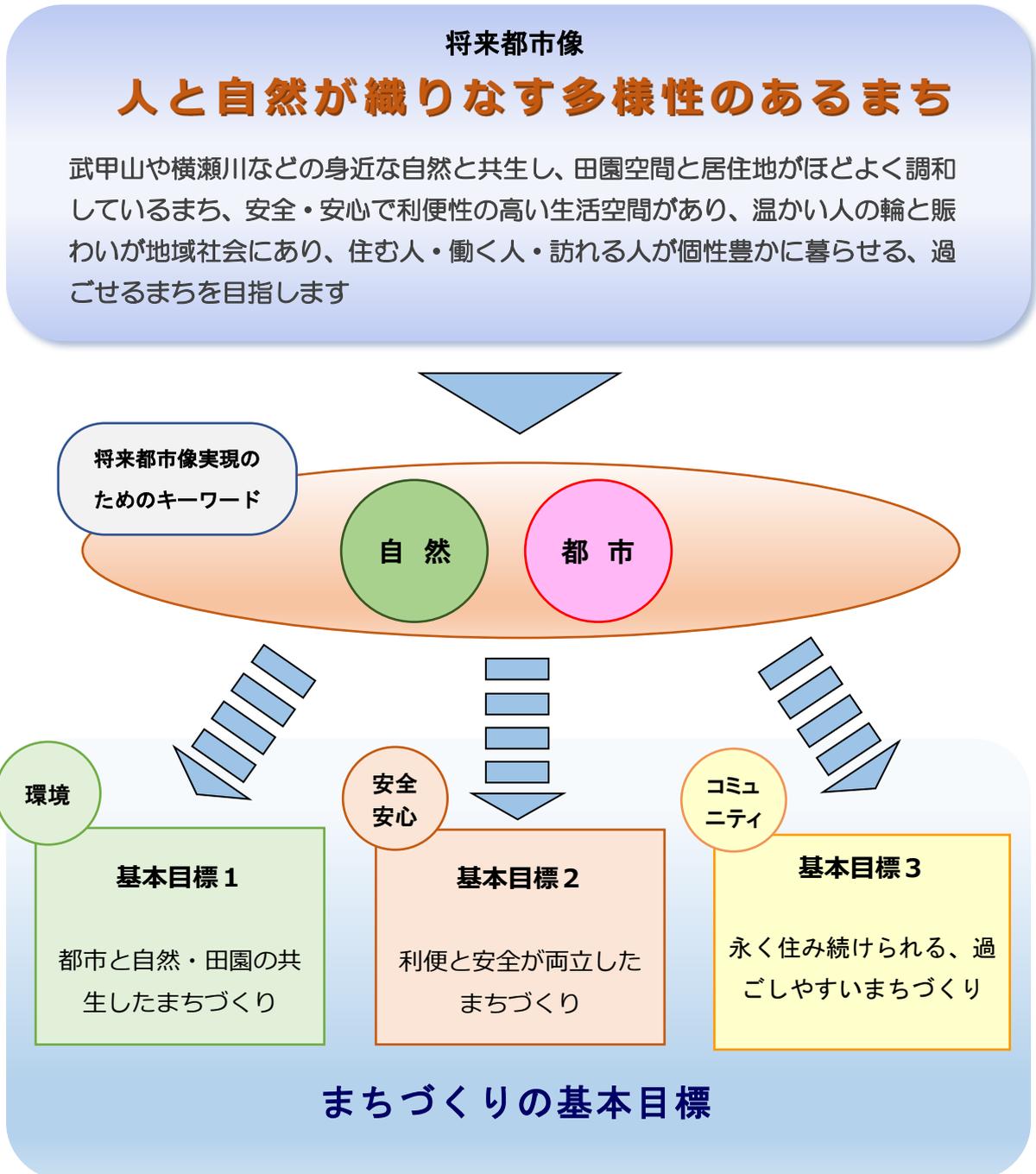
図 秩父都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の基本理念



本町が目指す将来ビジョン、第6次横瀬町総合振興計画の目標と実現のための7つの柱を踏まえ、本計画が目指す将来都市像と基本目標を以下のとおり設定します。

また、この将来都市像は、総合振興計画の改定に合わせ見直すこととします。

図 将来都市像



■基本目標 ①

「都市と自然・田園の共生したまちづくり」

基本方針

- ① 秩序ある土地利用の誘導と田園と居住の調和がとれたまちづくり
【土地利用の方針】
- ② 優れた丘陵緑地や水辺空間の環境・景観保全と寺坂棚田の個性ある田園景観の保全
【土地利用の方針】【都市環境の方針】
- ③ 下水道事業、浄化槽設置管理事業の推進による環境改善と環境負荷の軽減
【都市基盤の方針】【都市環境の方針】
- ④ 自然景観や歴史景観の保全、本町にふさわしい都市景観の形成
【都市環境の方針】

■基本目標 ②

「利便と安全が両立したまちづくり」

基本方針

- ① 中心市街地の機能向上、既存施設の再活用などによるまちなか再生
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ② 交通ネットワーク（広域・地域間）の強化
【都市基盤の方針】
- ③ 幹線道路・地域集散道路の安全性の向上
【都市基盤の方針】
- ④ 安全・安心のまちづくりのための防災機能の向上
【防災の方針】

■基本目標 ③

「長く住み続けられる、過ごしやすいまちづくり」

基本方針

- ① 魅力ある中心市街地の形成
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ② 集落地域独自のうるおいある生活と地域コミュニティの向上
【土地利用の方針】【都市基盤の方針】
- ③ 歴史・文化・産業資産の継承、発展
【都市環境の方針】
- ④ 観光レクリエーションゾーンの形成によるまちの魅力の向上
【土地利用の方針】

2. 将来都市構造

（1）将来都市構造の考え方

本町は、横瀬駅周辺に市街地の形成があり、また、国道 299 号及び県道 11 号熊谷小川秩父線の沿道に商業施設等と住宅の混在した市街地が形成されています。また、自動車交通の利便が高い姿エリアは、農地から住宅地への転用により、住宅地化が進み、土地利用形態が変化しつつあります。

一方、町の中心であり、玄関口である横瀬駅周辺には、商店街等はなく、町の中心が希薄で賑わいにかけていることや、交通結節点として機能や、歩行者の安全性が不十分であるなどの都市としての課題もあります。

これらのことを踏まえ、人が集い、交流する場を「拠点」、まちの骨格をつくる人や物の主要な動線を「軸」、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を「ゾーン」の 3 つの要素に分類し、配置していきます。

（2）本町の将来都市構造

1) 拠点

① 中心拠点

本町の玄関口となる横瀬駅、行政の中心となる町役場、今後の整備が検討される兎沢町有地の拠点施設周辺を「中心拠点」として位置づけ、町民の生活利便性の向上に資する業務機能や交通結節機能の整備・充実を図るとともに、中心拠点にふさわしい賑わいの創出を図ります。

2) 軸

① 広域連携軸

広域的都市軸を形成するうえで要となる西武鉄道西武秩父線を「広域連携軸（軌道系）」に、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線、今後秩父市との連携強化を図るための都市間連絡道路を「広域連携軸（道路系）」に位置づけます。

② 地域連携軸

本町の各地域を結び、広域連携軸への地域交通をサポートする主要道路を「地域連携軸」に位置づけます。

3) ゾーン

① 市街地ゾーン

町の交通結節点である横瀬駅から町役場を結ぶ県道 231 号横瀬停車場線沿道や商業・サービス施設が立地する広域連携軸となる国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線沿道を「市街地ゾーン」に位置づけ、魅力ある都市空間や生活利便施設の集積の向上、これまでに集積してきた既存施設（既存ストック*）の有効活用、新たな拠点施設の設置など、町のさらなる活性化を進めるゾーンとします。

*既存ストック：すでに整備されて未利用・低利用となっている住宅、商業業務施設、工業施設等の建築物、道路、公園、下水道などの都市施設、空き地等

② 住宅地ゾーン

現行の第一種住居地域の市街地ゾーンに含まれないエリア、宅地化が進んでいる姿エリア、町道整備が進められている駅南エリアは、住宅地に純化した土地利用を推進する「住宅地ゾーン」に位置づけ、横瀬町らしい、ゆったりとした、落ち着いたのある良好な住宅地の形成を推進するゾーンとします。

③ 産業ゾーン

本町の産業の中心となっている石灰石関連工場、加工施設が集積する地域を「産業ゾーン」に位置づけ、周辺の居住環境や自然環境、周辺景観と調和した生産環境の形成を推進します。

④ 田園集落ゾーン

集落地と樹林地・農地が調和する田園風景の保全に配慮しながら、定住や地域コミュニティを維持するゾーンを「田園集落ゾーン」に位置づけ、生活道路の充実、防災対策などによって、良好な集落環境、営農環境の形成を進めていきます。

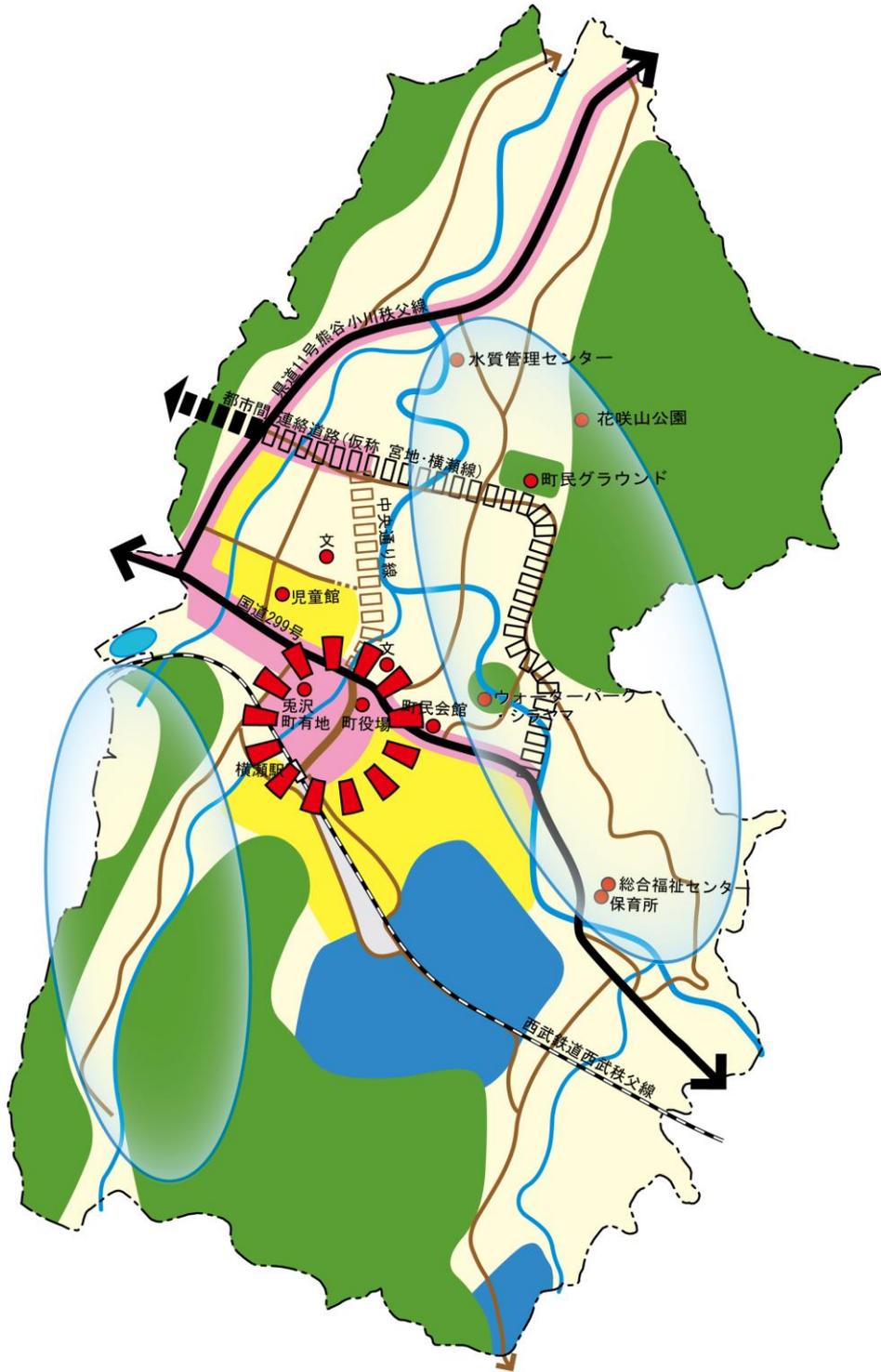
⑤ 公園・緑地・森林ゾーン

花咲山公園、町民グラウンド、ウォーターパーク・シラヤマの公園施設等や寺坂棚田の緑地、本都市計画区域外周部の森林など、レクリエーション機能を有し、観光資源や景観資源にもなる公園、緑地等を「公園・緑地・森林ゾーン」に位置づけます。

⑥ 観光レクリエーションゾーン

町民や来街者の観光やレクリエーションの目的となっている公園や歴史文化施設、民間観光農園などが集積するゾーンを「観光レクリエーションゾーン」に位置づけ、ゾーン内で面的に魅力向上のための整備を進めます。

図 将来都市構造



3. 将来フレーム

(1) 将来フレーム(*)の考え方

都市計画は長期的な目標や計画を定める施策であるため、目標の基盤となるまちの状態設定が必要になります。本計画においては、状態設定の基盤を将来人口とします。

将来人口を用いるのは、将来のまちがどのような都市規模になるか、どの程度の都市的土地利用を配置し、都市施設を整備していく必要があるかを定めるための最も基本的な数値指標となるからです。

*将来フレーム：将来(目標年次)における人口、産業、土地利用などの規模。

(2) 人口フレーム

1) 総人口

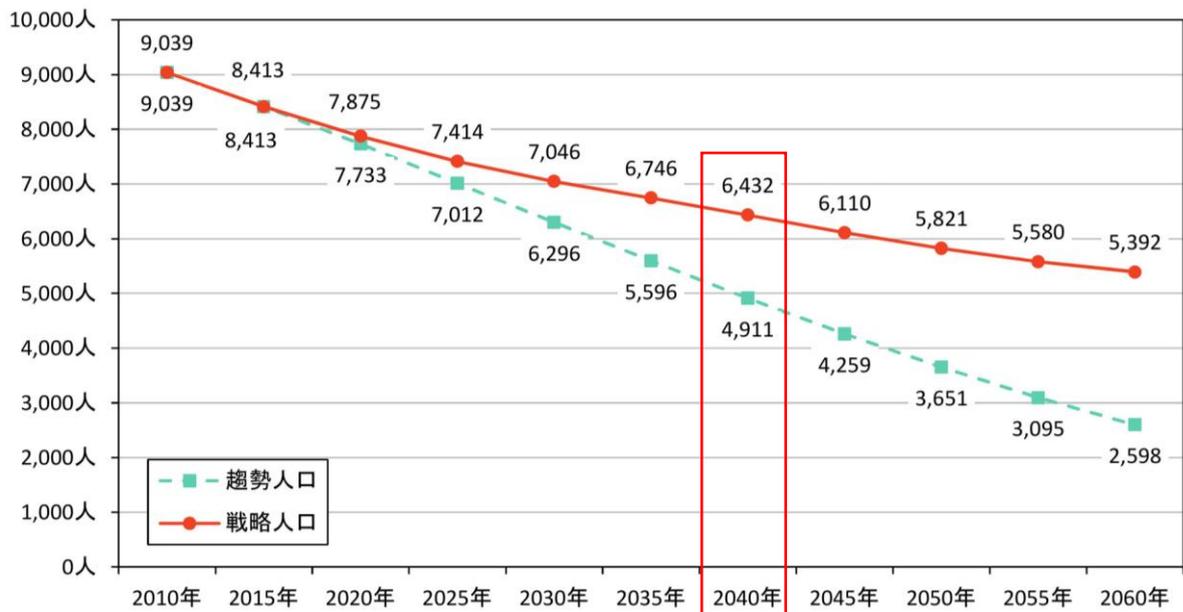
本町の総人口を国勢調査の推移で見ると、平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)の 10 年間で約 1,000 人減少し 8,519 人になっています。人口推移は、平成 7 年(1995 年)の 10,194 人をピーク(ピーク人口)にそれ以降はゆるやかに減少していることから、「横瀬町人口ビジョン」では今後も人口減少が続き、令和 42 年(2060 年)に 2,600 人まで減少すると予測しています(趨勢人口)。

この人口推計に対し、「横瀬町人口ビジョン」では子育て環境の充実や移住促進など、人口減少を抑制する政策努力を積極的に行うことで、令和 22 年度(2040 年度) 6,500 人、令和 42 年度(2060 年度)における総人口を 5,400 人とすることを目指しています(戦略人口)。

本計画においても、戦略人口達成を目標とし、都市全体における人口定着の促進に向けた施策の展開、市街地における都市機能の確保、集落地域における地域コミュニティの維持、向上を推進することによって、本計画の目標年度である 20 年後の令和 22 年(2040 年)の目標人口を 6,500 人とします。

将来総人口(令和 22 年、2040 年) : 6, 500 人

図 横瀬町人口ビジョンにおける戦略人口の推計



資料：横瀬町人口ビジョン

2) 区域別人口

総人口の設定にあたって、令和 22 年(2040 年)の総人口を 6,500 人と定めましたが、ここでは行政区域(町全域)の一部を構成する都市計画区域と用途地域の将来人口を設定します。

平成 22 年(2010 年)と平成 27 年(2015 年)の区域別人口は以下のとおりで、区域によって差があるものの、減少傾向にあります。

表 区域別の人口推移

	面積 (ha)	人口		
		2010 年 (人)	2015 年 (人)	人口増加率 (%)
用途地域	63.0	1,075	1,058	▲1.6
用途地域外	726.0	7,134	6,714	▲5.9
都市計画区域	789.0	8,209	7,772	▲5.3
都市計画区域外	4,147.0	830	747	▲10.0
行政区域	4,936.0	9,039	8,519	▲5.8

資料：都市計画基礎調査

区域別の人口は、以下の考え方に基づいて設定します。

表 区域別の人口設定と考え方

	人口設定の考え方	人口設定
用途地域人口	現在の中心市街地である用途地域は、道路、公園等の都市施設の整備や環境改善に努め、現在の人口規模を極力維持することを前提に、人口設定を行います。	1,000 人
用途地域外人口	用途地域外は町全体の人口減少に比例して減少することはやむを得ないものの、姿エリアや駅南エリアにおける人口定着を積極的に推進することを前提に人口設定を行います。	5,150 人
都市計画区域人口	上記の用途地域人口と用途地域外人口を加えた人口を都市計画区域人口とします。	6,150 人
都市計画区域外人口	都市計画区域外は山間地域が主体となることから、人口減少を続けており、今後も人口定着の促進を図るものの、都市部と比較して人口減少はやむを得ないと想定されるため、総人口に比例して減少することを前提に人口設定を行います。	350 人
行政区域人口(総人口)		6,500 人

図 区域別の人口設定(令和 22 年(2040 年))

用途地域 1,000 人	用途地域外 5,150 人	都市計画 区域外 350 人
都市計画区域 6,150 人		
行政区域 6,500 人		